



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………(同)…六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…七
- 平成二十八年年度狩猟免許更新のための適性試験及び講習の実施……………(環境局自然環境部計画課)…八

公告

告示

●東京都告示第千三十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

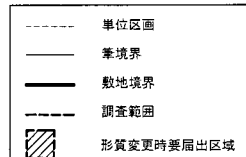
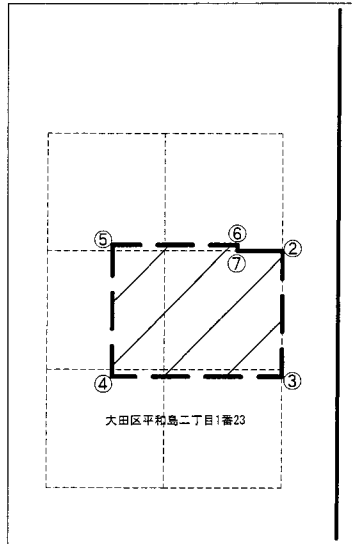
平成二十八年五月二十六日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区平和島二丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

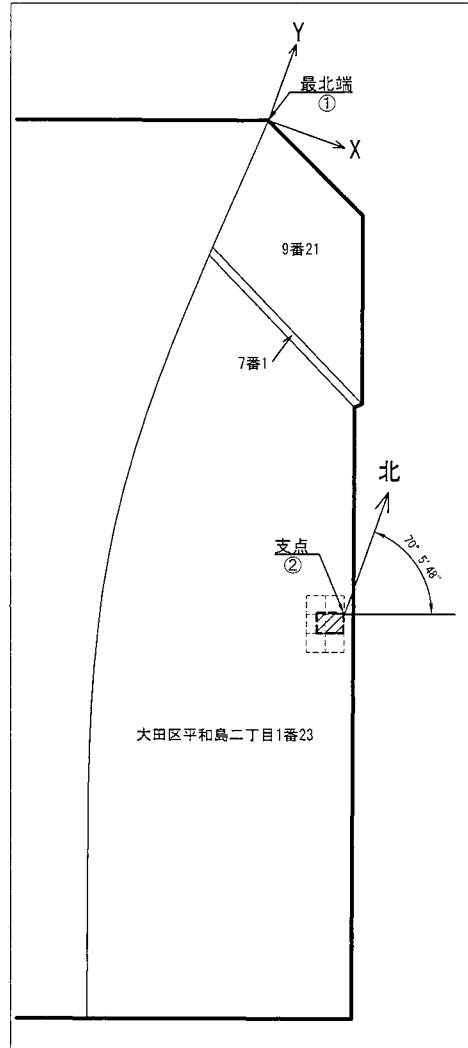


- 支点 -
 支点は、大田区平和島二丁目9番21の最北端(①)から南へ232.41m、東へ126.91mの地点(②)とする

	X	Y	備考
①	0	0	最北端
②	126.91	-232.41	支点
③	130.47	-242.39	
④	116.88	-247.24	
⑤	113.15	-236.78	
⑥	123.16	-233.21	
⑦	123.33	-233.68	

※座標値は、大田区平和島二丁目9番21の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

- 格子の回転角度 (70度5分48秒) -
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方面及び南北方面に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



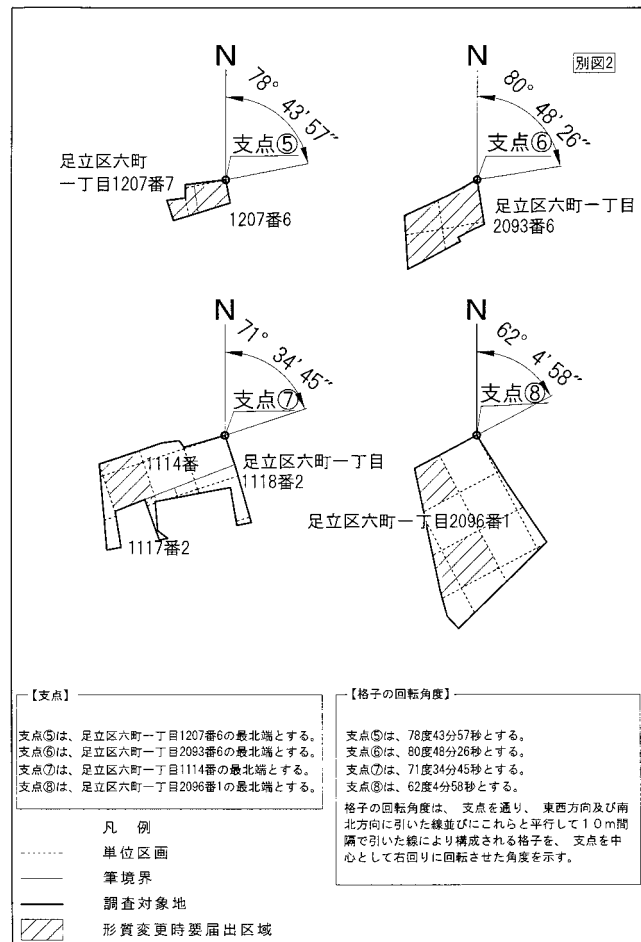
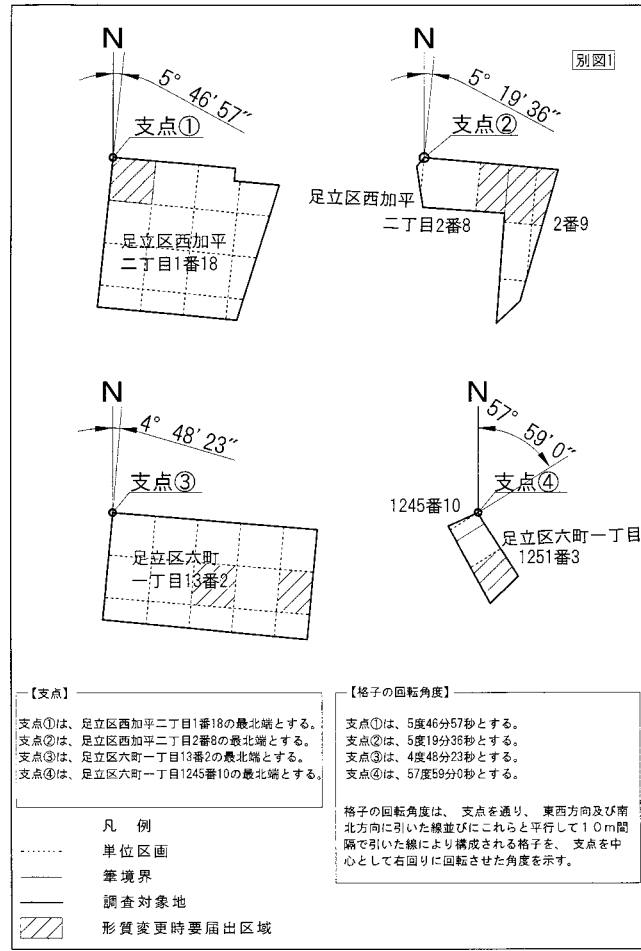
●東京都告示第三十一号

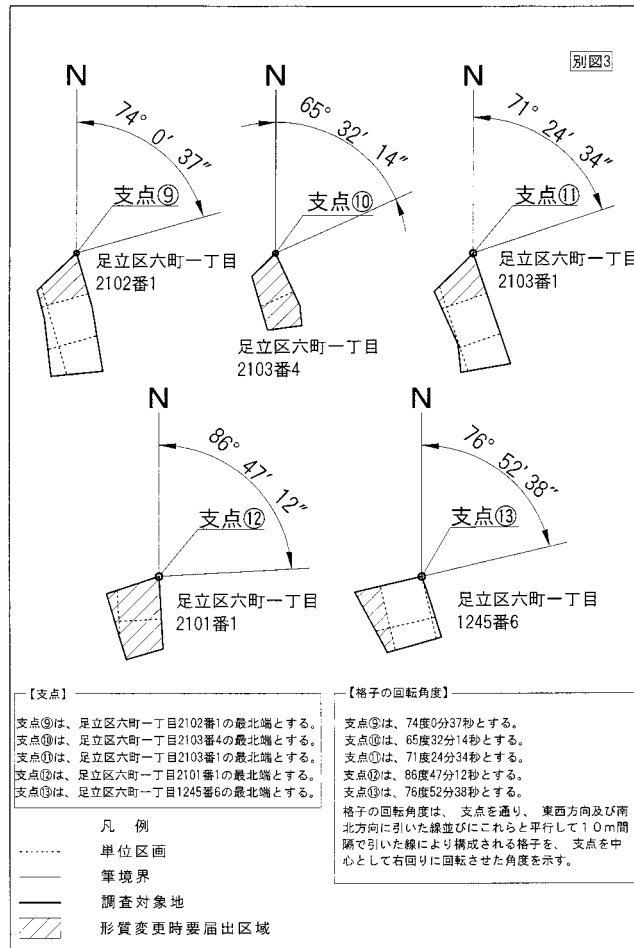
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図一から別図三までのとおり(足立区西加平二丁目地内及び同区六町一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物





●東京都告示第千三十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

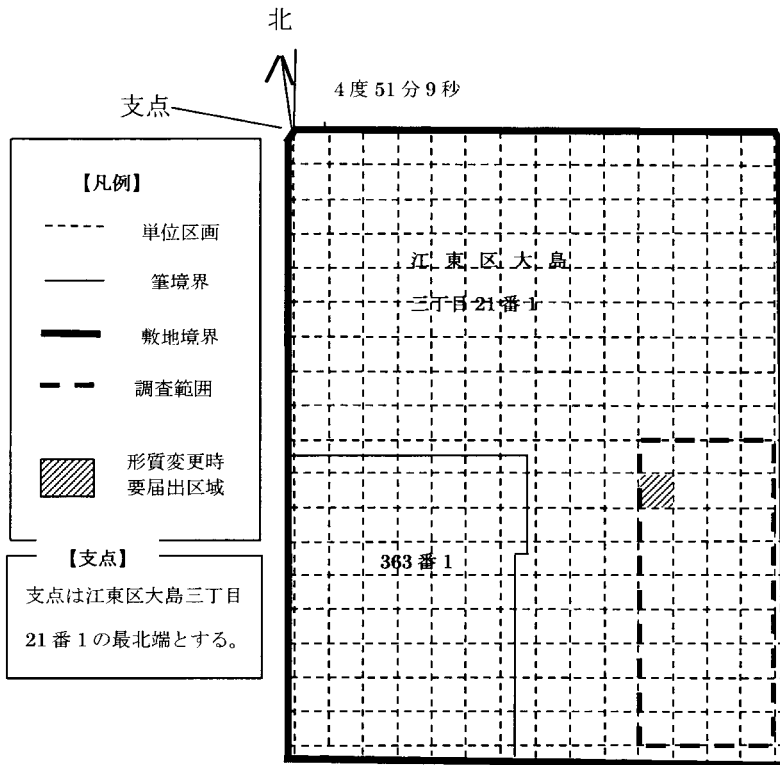
平成二十八年五月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区大島三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度 4度51分9秒】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

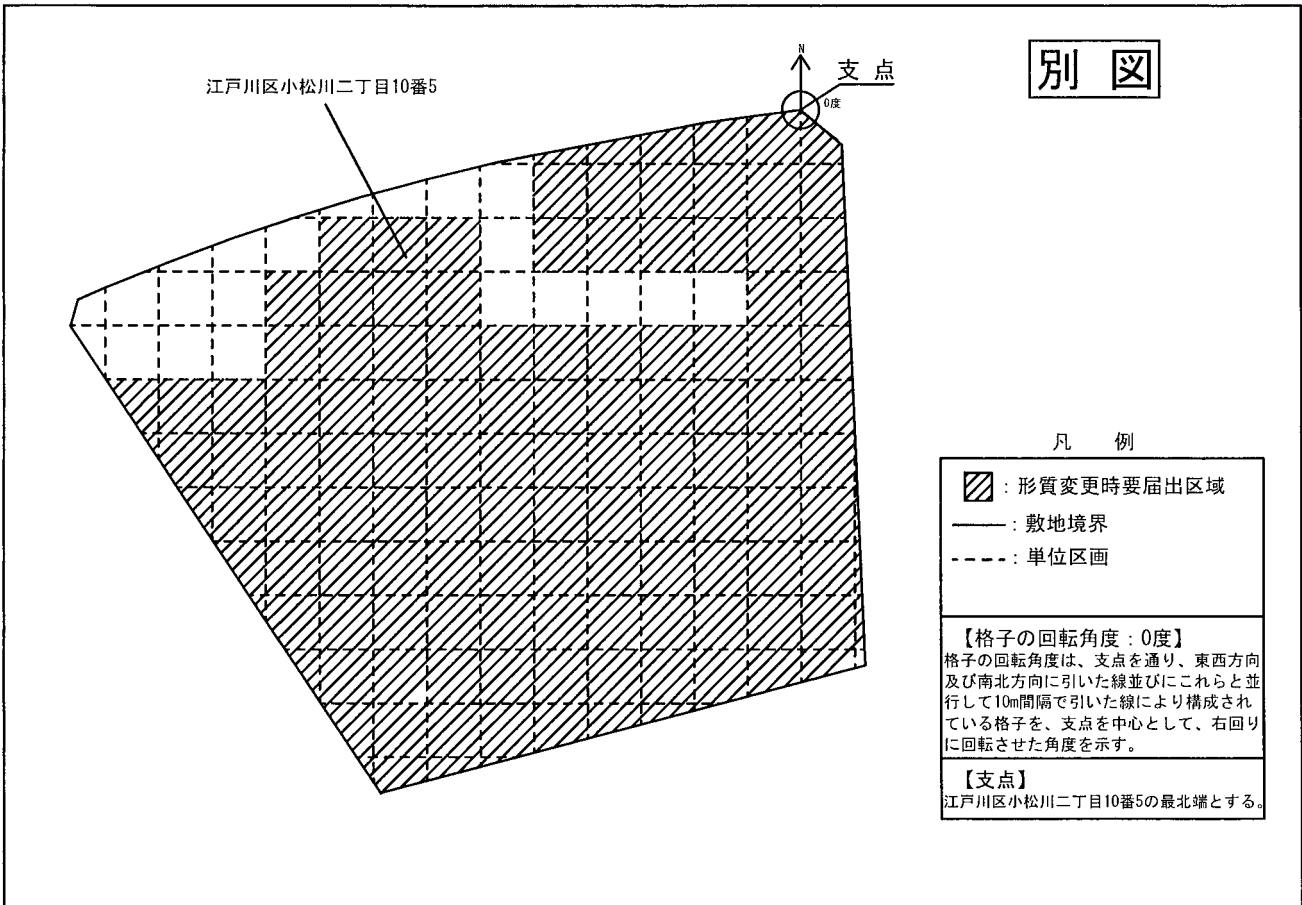
平成二十八年五月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区小松川二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



●東京都告示第千三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第七百五十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十六日

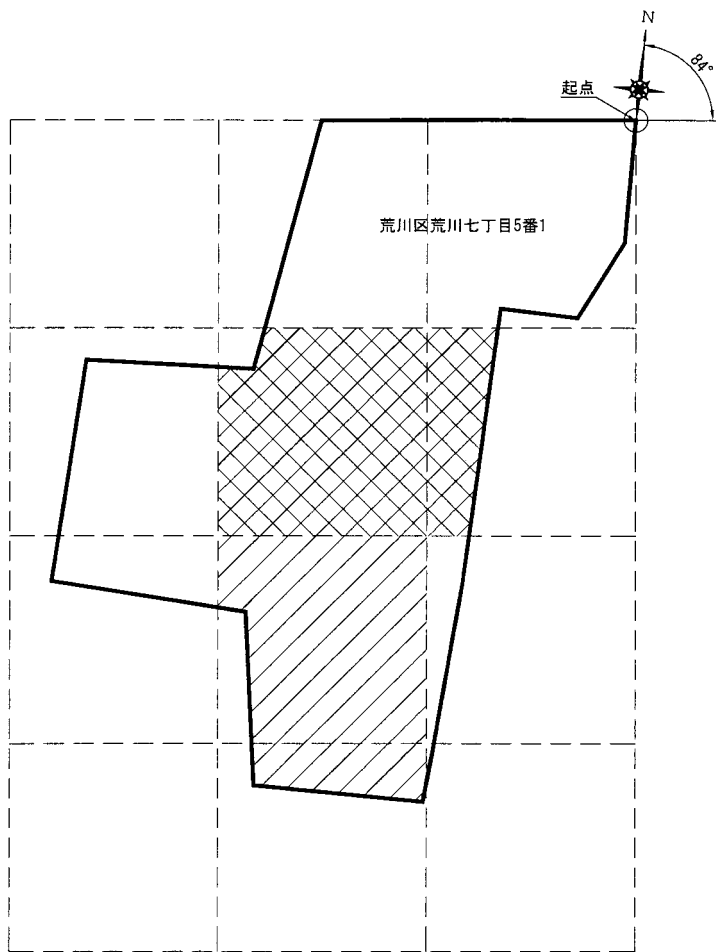
東京都知事 舛添要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（荒川区荒川七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



—— : 調査範囲 - - - : 単位区画
 // : 形質変更時要届出区域 ⊗ : 指定を解除する区域

【起点】
 起点は、荒川区荒川七丁目5番1の最北端とする。

【格子の回転角度】84°
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転した角度を示す。

●東京都告示第千三十五号

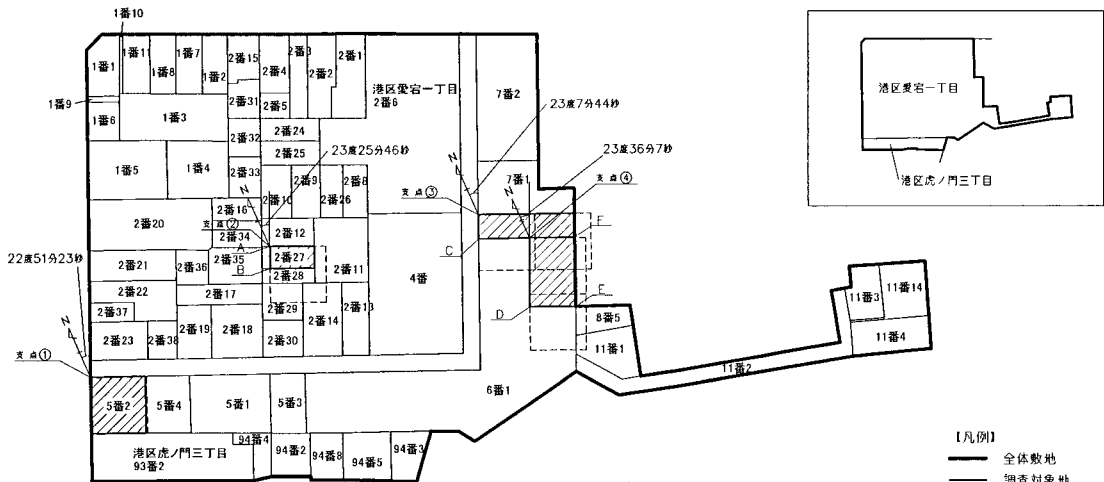
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千八百四十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区愛宕一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度】

①	変名一丁目5番2	22度51分23秒
②	変名一丁目2番27	23度25分46秒
③	変名一丁目6番1	23度7分44秒
④	変名一丁目6番1	23度36分7秒

* 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標値一覧表】

測点名	X座標	Y座標
A	-37047.846	-7679.412
B	-37051.492	-7680.967
C	-37061.704	-7644.939
D	-37076.473	-7641.478
E	-37079.697	-7634.001
F	-37068.366	-7629.149

* 本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【支点】

	X座標	Y座標
①	-37056.258	-7717.961
②	-37047.846	-7679.412
③	-37057.697	-7643.227
④	-37065.224	-7636.595

●東京都告示第千三十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項に規定する適性試験及び同条第四項に規定する講習(以下「適性試験及び講習」という。)を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。)第五十九条第二項において準用する規則第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十六日

東京都知事 舛添要一

一	適性試験及び講習の日時及び場所	開催場所
狩猟免許の種類	実施期日 開始時刻	名称所在地
網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許	平成二十八年七月十二日 午後二時	立川市市民会館第三丁目三番二十号
免許	同日 同右	ISUR Uホール 小ホール
同右	同月十六日 同右	東京都庁 新宿区西新宿二丁目八番一号
同右	平成二十八年八月七日 同右	同右 同右
同右	同月二十日 午後二時三十分	八王子市芸術文化会館いち一号

ようほー
ル小ほー
ル

同右
平成二十
八年九月
六日
東京都大
島支庁新
島出張所
会議室
新島村本村
六丁目四番
二十四号

同右
同月八日
午後二時
東京都大
島支庁大
会議室
八丈島八丈
町大賀郷二
千四百六十
六番地二

同右
同月九日
同右
東京都大
島支庁会
議室
大島町元町
字オンダシ
二百二十二
番地一

同右
同月十四
日
同右
東京都庁
大会議場
新宿区西新
宿二丁目八
番一号

二 適性試験及び講習の内容

(一) 適性試験

- ア 視力
- イ 聴力
- ウ 運動能力

(二) 講習

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する
法令及び鳥獣保護管理

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

三 対象者

東京都内に住所を有する者で、当該適性試験及び講習
に係る種類の狩猟免許を有し、かつ、当該免許の有効期
限が平成二十八年九月十四日までであるもの

四 狩猟免許更新申請の手續

(一) 狩猟免許更新者は、狩猟免許更新申請書に所定の事
項を記入し、及び押印し、次に掲げるものを添えて、
各講習実施日の五日前(日曜日、土曜日及び国民の祝
日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に
規定する休日を含めない。)までに東京都環境局自然
環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は
東京都支庁の産業課へ申し込むこと。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、
無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ
二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及
び撮影年月日を記載したもの一枚

イ 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六
号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受
けている者にあつては当該許可に係る許可証の住所
及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種
類等が確認できるページの写し、同号の規定による
許可を現に受けていない者にあつては法第四十条第
二号から第四号までに該当していないことを証する
医師の診断書

エ 現に受けている狩猟免許(狩猟免許を紛失してい
る場合は、狩猟免許等亡失届)

オ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、認定
鳥獣捕獲等事業者が狩猟について必要な適性を有す
ることを確認した者にあつては、規則第五十九条の
二第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書
面

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定
による許可を受けている者にあつては、当該許可に係
る許可証の原本を提示すること。

五 その他

(一) 講習の受付開始時刻は、講習の開始時刻の四十五分
前とする。ただし、東京都大島支庁新島出張所、東京
都八丈支庁及び東京都大島支庁で実施する講習の受付
開始時刻は、講習の開始時刻の三十分前とする。

(二) 適性試験については、東京都庁及び東京都多摩環境
事務所において本人が直接申請する場合にあつては狩
猟免許更新申請時に、その他の場合にあつては講習の
受付時又は終了後に実施する。

(三) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、
東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産
業課へ問い合わせること。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があつたので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成二十八年五月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十八年五月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 アーバンドック ららぽーと豊洲
- 二 店舗所在地 江東区豊洲二丁目一番十四号ほか
- 三 設置者名 三井不動産株式会社
- 四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 岩沙 弘道
- 六 変更後の設置者の代表者名 菰田 正信
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社あおきほか百十一名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社あおきほか百二名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社あおきほか三十五名
- 十 変更前の小売業者の住所 静岡県賀茂郡河津町浜百二十三（株式会社あおき）ほか
- 十一 変更後の小売業者の住所 静岡県沼津市大岡千九百六十一番二十六号（株式会社あおき）ほか
- 十二 変更前の小売業者の代表者名 石田 岳彦（株式会社CFSコーポレーション）ほか
- 十三 変更後の小売業者の代表者名 宮下 雄二（株式会社CFSコーポレーション）ほか
- 十四 変更日 平成二十七年十一月十九日ほか
- 十五 届出日 平成二十八年四月八日
- 十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

平成二十八年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 BMW GROUP Tokyo Bay
- 二 店舗所在地 江東区青海二丁目七十九番十二号
- 三 設置者名 ビー・エム・ダブリュー株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目九番二号
- 五 変更前の店舗名 (仮称) BMW LHNLPプロジェクト
- 六 変更後の店舗名 BMW GROUP Tokyo Bay
- 七 変更日 平成二十八年四月十四日
- 八 届出日 平成二十八年四月二十二日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十 縦覧期間 平成二十八年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

フジクラ木場商業棟

江東区木場一丁目五番三十号

株式会社フジクラ

江東区木場一丁目五番一号

長浜 洋一

伊藤 雅彦

平成二十八年四月一日

平成二十八年四月二十五日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

平成二十八年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

- 一 店舗名 株式会社ルミネ新宿1店
- 二 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目一番五号
- 三 設置者名 株式会社ルミネ
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社住商ドラッグストアーズほか六十六名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社トモズほか七十三名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社イトウォークほか十三名

<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名 株式会社ルミネアソシエーツほか 二十二名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 七十一名</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ルミネアソシエーツほか 八十一名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>三 設置者名 株式会社ルミネ</p> <p>二 店舗所在地 新宿区西新宿三丁目三十八番二号</p> <p>一 店舗名 株式会社ルミネ新宿2店</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>十五 縦覧期間 平成二十八年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十三 届出日 平成二十八年四月二十七日</p> <p>十二 変更日 平成二十八年三月一日ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 新井 良亮（株式会社ルミネアソシエーツ）ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 小澤 裕（株式会社ルミネアソシエーツ）ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 品川区東五反田五丁目十番十八号（株式会社イトウォーク）ほか</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 目黒区東山一丁目十七番三号（株式会社イトウォーク）ほか</p>	<p>称</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>十五 縦覧期間 平成二十八年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十三 届出日 平成二十八年四月二十七日</p> <p>十二 変更日 平成二十八年三月一日ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 新井 良亮（株式会社ルミネアソシエーツ）ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 小澤 裕（株式会社ルミネアソシエーツ）ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 新宿区北新宿二丁目二十一番一号（株式会社スタイリングライフ・ホールディングス）ほか</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 港区北青山二丁目十二番二号（株式会社スタイリングライフ・ホールディングス）ほか</p>	<p>称</p>
<p>十二 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 四百三十八平方メートル</p> <p>十一 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 五百五平方メートル</p> <p>十 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 九十八台</p> <p>九 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 なし</p> <p>八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 三百一十台</p> <p>七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百七十台</p> <p>六 変更後の店舗面積の合計 三万七千五百平方メートル</p> <p>五 変更前の店舗面積の合計 二万三千七百三十五平方メートル</p> <p>四 設置者住所 江東区木場二丁目十八番十一号</p> <p>三 設置者名 株式会社大丸松坂屋百貨店</p> <p>二 店舗所在地 中央区銀座六丁目十番一号ほか</p> <p>一 店舗名 （仮称）銀座六丁目計画</p>	<p>東京都知事 外 添 要 一 平成二十八年五月二十六日</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年五月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。</p>	<p>称</p>

<p>十三 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十五・六〇立方メートル</p>	<p>ばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 平成二十九年二月一日</p>	
<p>十四 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 八十三・〇五立方メートル</p>	<p>変更日 平成二十八年四月二十一日</p>	
<p>十五 変更前の開店時刻 午前十時三十分</p>	<p>届出日 平成二十八年四月二十一日</p>	
<p>十六 変更後の開店時刻 店舗一階一部のみ二十四時間ほか</p>	<p>縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	
<p>十七 変更前の閉店時刻 午後九時</p>	<p>縦覧期間 平成二十八年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	
<p>十八 変更後の閉店時刻 店舗一階一部のみ二十四時間ほか</p>	<p>縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	
<p>十九 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで</p>		
<p>二十 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間</p>		
<p>二十一 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗南側ほか</p>		
<p>二十二 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗南側ほか</p>		
<p>二十三 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時三十分から午後六時まで</p>		
<p>二十四 変更後の荷さ 二十四時間</p>		

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

